

徳共済発第71号  
令和8年3月27日

共済契約者  
加入事業所 } 各位

一般財団法人 徳島県民間福祉施設職員共済会  
理事長 大塚 忠廣  
(公印省略)

## 退職共済制度の改正について（通知）

謹啓 陽春の候、共済契約者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当共済会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当共済会におきましては、令和8年3月開催の理事会及び評議員会において、退職共済制度の改正を決議いたしましたので、下記のとおり通知いたします。今回の改正は、これまでの資産運用の成果を踏まえ、共済契約者及び加入被共済職員の利益の向上を図ることを目的として実施するものです。

### 記

#### 1 改正の背景

近年、物価上昇の影響により、将来給付される退職手当金の実質的な価値を維持することの重要性が高まっております。このような状況を踏まえ、当共済会「調査研究委員会・退職資産運用委員会 合同会議」において、退職手当金支払資金額の改善について検討を進めてまいりました。

また、長年にわたる安定的な資産運用の結果、令和6年度末時点において高い積立水準を確保しており、専門家による簡易数理計算の結果を踏まえ退職手当金支払金の増額が可能であると判断したものです。

## 2 改正の目的

本改正は、退職共済手当金支払資金の給付水準の充実を図り、既存の被共済職員と改正後に加入する被共済職員との均衡にも配慮し、制度の公平性及び持続可能性を確保することを目的とするものです。

## 3 主な改正内容

### (1) 給付利率の引上げ

現行0.5%の給付利率を2.0%に引き上げます。

### (2) 既存加入者に対する配慮措置

これまでの積立分（第2拠出金累計額）の一部を仮勘定残高に加算し、制度改正に伴う既存被共済職員への影響に配慮した措置を講じます。

### (3) 施行日

第1退職金制度 令和8年3月31日

第2退職金制度 令和8年4月1日

## 4 改正の効果

本改正により、退職手当金支払資金の充実が図られるとともに、制度の魅力向上を通じて、職員の確保及び定着の一助となることが期待されます。

共済契約者の皆様におかれましては、本改正の趣旨をご理解いただき、引き続き当共済会事業の円滑な運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具